

岩手県告示第627号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成23年10月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人普代村社会福祉協議会	下閉伊郡普代村第13地割 字普代169番地1	普代村社会福祉協議会指定訪問介護事業所	下閉伊郡普代村第13地割 字普代169番地1	平成13年3月31日

2 通所リハビリテーション

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人社団山岡胃腸科 内科医院	北上市本石町二丁目1番 45号	介護老人保健施設北上き ぼう苑	北上市本石町二丁目1番 45号	平成23年6月30日

3 短期入所療養介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人社団山岡胃腸科 内科医院	北上市本石町二丁目1番 45号	介護老人保健施設北上き ぼう苑	北上市本石町二丁目1番 45号	平成23年6月30日

4 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人普代村社会福祉協議会	下閉伊郡普代村第13地割 字普代169番地1	普代村社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	下閉伊郡普代村第13地割 字普代169番地1	平成23年3月31日

5 介護予防通所リハビリテーション

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人社団山岡胃腸科 内科医院	北上市本石町二丁目1番 45号	介護老人保健施設北上き ぼう苑	北上市本石町二丁目1番 45号	平成23年6月30日

6 介護予防短期入所療養介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人社団山岡胃腸科 内科医院	北上市本石町二丁目1番 45号	介護老人保健施設北上き ぼう苑	北上市本石町二丁目1番 45号	平成23年6月30日